

Religious Institutions Under the American Administration of Okinawa: the Policy and Government of the Ryukyu Islands

OHSAWA Kohji

Key words

United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR)/ Government of Ryukyu Islands/ Religious Organizations Law in Okinawa/ Religious Corporations Bill in Okinawa

Summary

The purpose of this paper is to make clear the place of religious institutions in the political history of the Ryukyu Islands. Okinawa was under the administration of the United States after World War II. The Government of the Ryukyu Islands — the self-governance of the Okinawan People — was established in 1952 and ended in 1972. During that period, Okinawa maintained the Religious Organization Law (*Shukyo Dantai Ho*) enacted in prewar Japan. This law has since come to be understood as necessitating the infringement of the freedom of belief and conscience guaranteed by the Postwar Constitution of Japan. Therefore, the Government sought to enact a more liberal Religious Corporations Act (*Shukyo Hojin Ho*) similar to that of postwar Japan, however this goal remained incomplete as the bill was scrapped by the Legislature of the Government of the Ryukyu Islands (*Rippo In*).

アメリカ施政下の沖縄における宗教制度

—琉球政府の施策と行政—

大澤 広嗣

アメリカ施政下の沖縄における宗教制度

— 琉球政府の施策と行政 —

大澤 広嗣

〈キーワード〉 琉球列島米国民政府／琉球政府／沖縄の宗教団体法／沖縄の宗教法人法（案）

一 問題の所在

本論は、第二次世界大戦後のアメリカ施政下の沖縄において、住民側の自治組織である琉球政府の宗教制度について沿革を論じるものである。特に、論点として、第一に本土の「宗教法人法」を参考にした沖縄の「宗教法人法」の制定をめぐる動向とその挫折を取り上げる。第二に、アメリカから日本への沖縄の施政権返還に伴う宗教団体の法的地位の移行措置について分析する。

本課題を設定した理由を述べる。本論は、各種法令の公布と施行を踏まえた、近現代日本の宗教制度史研究に位置づけられる。これらの研究領域には、文化庁文化庁宗務課、それに同課の元職員である梅田義彦と井上

惠行による成果が知られるが、公刊から既に四十余年が経過しており、内容の更新が求められる。^①

また、これらの先行研究の多くは、日本内地の宗教制度を論じたものであるが、これだけでは、不十分である。すなわち、内地と異なる法体系を有した、戦前の外地（朝鮮・台湾・樺太・南洋群島・関東州）、関連地域（満洲国）、占領地（中国地域・南方地域）、戦後の関連地域（アメリカ施政下の沖縄）の宗教制度を踏まえた上で、近現代日本の宗教制度に関する総合的な研究が必要であると筆者は考える。^② 本論は、その研究の一環として、分析を進めるものである。

二 アメリカ施政下の沖縄における諸制度

（一）行政制度

第二次世界大戦の末期、一九四五年三月にアメリカ軍は沖縄に上陸して、各地を占領した。日本軍による組織的戦闘は、同年六月二三日までには終了した。

占領したアメリカ側による行政の動きとして、一九四五年四月一日に琉球列島米海軍軍政府が設置され、一九四六年七月一日に移管されて琉球列島米陸軍軍政府となった。この間、「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（一九四六年一月二九日連合軍最高司令官総司令部指令第六七七号）により、日本本土と北緯三〇度以南の南西諸島の分離が決定した。

一九五〇（昭和二五）年一月二五日に、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, USCAR）として改組される。一九五七年六月五日からは、高等弁務官制が実施された。

一方で住民側による行政の動きとして、一九四五（昭和二〇）年八月二〇日に沖縄本島で自治組織である沖縄諮詢会が設置された後、宮古、八重山、奄美で各群島別に行政機構（支庁、民政府、群島政府と変遷）が設置された。一九五一（昭和二六）年四月一日に琉球臨時中央政府の設立を経て、一九五二年四月一日に同政府が各群島の行政機構を吸収する形で、琉球政府が発足した。琉球政府は、一九七二年五月一五日の返還まで設置されたが、その間に奄美群島は、一九五三年二月二五日に施政権が返還された。

（2）法制度

琉球列島米国民政府は、琉球列島の政治全権を行使できるものと定められ、逐次に「布告」、「布令」、「指令」、「命令」の法令を公布した。詳述すると、「布告」は、住民宛てに占領政策の最も重要なものについて定めたものである。「布令」は、琉球政府の仕組みや法令を定めたりする基本的な法形式（陸軍軍政府布令、米国民政府布令、高等弁務官布令）である。「指令」は、政治の仕組みや働き、あるいは個人の行為について指示するもので、行政機関宛てにその行為を指示するのが目的だが、住民にも拘束力をもった。また布告で定められたことについて、補うための行政上の規則も定めた。「命令」は、布令、指令の範囲内で、特殊な手続き・制限・人事・事件、又は活動について定めたものである。³⁾ アメリカ側の上位法令である布告等の範囲内において、琉球政府では自治を行い、「立法」と呼ばれる法形式の法令を制定したのである。

このように各種の法令が混在したため、琉球における法体系はしばしば、「法の雑居」と呼ばれていた。宮城剛助の調査によれば、復帰直前の一九七二年五月一三日現在で効力を有した法規数について、推計で九二九件と報告する。内訳は、①日本法規で琉球現行法規として効力を有した法律・勅令・省令等の法規（七九件）、②米軍法規等の公布総数（推計三五七件）、③琉球政府制定法（立法院による民立法）（四九三件）である。⁴⁾

このうちに、日本の法律については、四七件とされ、「法例」(明治三十一年六月二一日法律第一〇号)や「商法」(明治三三年三月九日法律第四九号)、「刑法」(明治四〇年四月二四日法律第四五号)などのほか、後述する「宗教団体法」と「民法」が含まれた。

日本本土では、戦時中に公布施行された「宗教団体法」(昭和一四年四月八日法律第七七号)は、終戦直後に「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」(昭和二〇年一〇月四日連合国最高司令部発日本政府宛覚書)により廃止された。宗教団体法に代わり、ポツダム緊急勅令である「宗教法人令」(昭和二〇年一月二八日勅令第七一九号)を経て、現行の「宗教法人法」(昭和二六年四月三日法律第一二六号)が、公布施行されたのである。

なぜ、これらの日本法の効力が持続していたのか。本土から行政が分離された琉球列島で、戦前の日本法が効力を有した法的根拠は、アメリカ側が制定した次の二件の法令である。

米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ(一九四五年米国海軍軍政府布告第一号)(抄)

四 本官ノ職權行使上其必要ヲ生ゼザル限り居住民ノ風習並ニ財産權ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持續ス⁽⁵⁾

刑法並びに訴訟手続法典(一九五五年三月一六日米国民政府布令第一四四号)(抄)

第一部 民政府裁判所

第一章 基本法

一、一、二 一九四五年四月一日現在施行されていた現行法はそのまま琉球の法律として有効とする。但し、民政府、琉球政府及びその前身たる機関の制定する法令によつて、改正、修正その他改変されたも

のについては、その限りでない。⁽⁶⁾

前者は、沖繩を進攻した米太平洋艦隊司令長官兼米太平洋地区司令官である海軍元帥のニミッツ (Chester William Nimitz, 1885-1966) が公布したため「ニミッツ布告」と通称されるが、「高等弁務官法令の廃止について」(一九六四年一月一四日高等弁務官布令第五六号) により失効した。

(3) 政教分離と信教自由の原則

琉球列島米国民政府が定めた次の布告と布令から、宗教に関わる条項を見よう。

琉球政府の設立 (一九五二年二月二九日米国民政府布告第三号) (抄)

第六条 信教、言論、集会、請願及び出版の自由及び正当な法手続によらない不当な捜査、たい補及び生命、自由又は財産の剥奪等に対する安全の保障を含む民主国家の基本的自由は、公共の福祉に反しない限りこれを保障する。⁽⁷⁾

琉球政府章典 (一九五二年二月二九日米国民政府布令第六八号) (抄)

第二章 住民の地位、権利及び義務

第六条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も琉球政府又は市町村その他の行政団体から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

(二) 何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

(三) 琉球政府、市町村その他の行政団体は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。⁽⁸⁾

「琉球政府章典」は、同政府の基本法令といふべき性質のものである。章典の第六条は、「日本国憲法」(昭和二年一月三日憲法)の第二〇条とはほぼ同じ内容であり、琉球政府では信教の自由と政教分離の原則を導入していたことがわかる。

三 琉球政府による宗務行政

(1) 琉球政府文教局社会教育課の所掌事務

琉球政府は、立法・司法・行政の三権が分立していた。一県並みの地域でありながら、国家並みの機構を有したのである。

このうち行政府は、逐次に改編が行われたが、復帰直前には、行政主席を頂点として、総務局、企画局、主税局、法務局、農林局、通商産業局、建設局、労働局、厚生局、文教局、公安委員会、宮古支庁、八重山支庁、検察庁、会計検査委員会、人事委員会、中央教育委員会などの機構を有した。⁽⁹⁾

宗務行政は、文教局が所掌した。一九六四年当時の文教局は、庶務課(人事係、委員会係、経理係、会計指導係、庶務係、翻訳官、法規係、八重山経理駐在所支出官、宮古経理駐在所支出官)、調査広報課、義務教育課、高校教育課、指導課、保健体育課、教育研究課、施設課、社会教育課などであった。⁽¹⁰⁾ 職員の設定については、返還直前に公布された「文教局職員定員規程」(一九七一年一月三〇日中央教育委員会訓令第二号)によれば、社会教育課は定員九人で、この人員にて社会教育と宗教団体の事務処理を行ったのである。なお、こ

の間の一九六五年九月一〇日に指導部が設置されたことにより、文教局指導部社会教育課と称した。文教局の所掌事務は、次の立法に詳しい。

琉球政府行政組織法（一九六一年七月三十一日立法第一〇〇号）〔抄〕
（行政事務部局の所掌事務）

第三条 行政事務部局の所掌事務は、次のとおりとする。

十 文教局

- (一) 中央教育委員会に関すること。
- (二) 琉球大学委員会との連絡調整に関すること。
- (三) 学校、地方教育委員会その他教育に関する機関に対し、助言を与えること。
- (四) 教育、学芸及び文化の振興に関する調査及び研究に関すること。
- (五) 社会教育に関すること。
- (六) その他教育に関すること。¹³⁾

この立法には、学校、社会教育、学芸、文化などの用語はあるが、「宗教」はない。それは、(六)の「その他教育に関すること」に基づいて、運用していたからである。沖縄の宗教法人法の立法に際して、前記の「琉球政府行政組織法」を改正して、宗教に関する事項を明記することが議論されていたが実現しなかった。¹³⁾ただし「琉球政府行政組織法」の下部法令にあたる左記の規則には、宗教に関する記載がある。

文教局組織規則（一九六五年九月六日中央教育委員会規則第一六号）〔抄〕

第二章 本局

第一節 内部部局

第三款 指導部

（社会教育課）

第十一条 社会教育課においては、次の事務をつかさどる。

十六 学術及び文化（学校教育関係のものを除く。）並びに宗教に関する事⁽¹⁴⁾。

本規則によって、宗教に関する事務は、文教局の社会教育課が事務を所掌することが定められていた。

（2）沖縄の宗教団体法に基づく事務処理

宗務行政に関する事務処理について、根拠となった法令について述べる。琉球政府法務局が編集した加除式法令集である『琉球現行法規総覧』には、効力を有した宗教関係法令が収録されている。⁽¹⁵⁾

宗教団体法（昭和一四年四月八日法律第七七号）

宗教団体法施行令（昭和一四年一二月二三日勅令第八五六号）

宗教団体法施行規則（昭和一五年一月一〇日文部省令第一号）

宗教団体登記令（昭和一五年三月一六日勅令第九八号）

宗教団体登記取扱手続（昭和一五年三月二〇日司法省令第八号）

宗教団体法に基づく、琉球政府による宗教団体の事務処理の実態を見てみよう。一九六六年当時の琉球政府文教局指導部の資料によれば、宗教団体法により認可された宗教団体は、神社神道系を除き、一〇一団体（内訳は教派神道系二、仏教系二九、キリスト教系六六、諸教四）で、このうち法人四七団体、非法人五四団体であった。他にも未認可の宗教団体があった。⁽⁶⁾ 神社が宗教団体法の対象外であったことは後述する。

現行の宗教法人法と従前の宗教団体法の大きな違いを述べる。準則主義に基づく宗教法人法は、行政が宗教活動には関与せず、宗教団体に法人格を与えることが目的である。そのため宗教団体は、所轄庁から法人格の認証がなくても任意団体として自由に活動できる。ただし土地・建物は法人ではなく個人名義の登記となる。

しかし認可主義の宗教団体法は、あらゆる宗教団体が行政から設立認可を受けることが原則で、規則には教義を明記させるなど、教義にも行政が干渉した。また行政により設立認可を取り消す権限があるなど、制定当時の時代を反映して宗教団体に対する指導監督権限が強かった。なお寺院は法人扱いだが、教会は教派・宗派・教団と共に非法人とされ、法人を希望する場合は、更に別途の認可を要した。

琉球政府での事務の運用実態については、どのようなものであったか。同政府との間で、復帰に向けた実務担当者として調整に当たった、文化庁文化部長宗務課課長補佐（当時）の高岡久勝は、在任中の一九七〇（昭和四五）年には、次のように解説している。

宗教団体法では、非法人でも宗教団体は認可を要する建て前であり、そのため琉球政府では未認可のものには認可を受けるよう呼びかけているが、同法は所轄庁の監督権が強いため団体側では手続きをとらず、宗教法人法の施行待ちの状況である。また、認可している団体（法人）については、所定の報告、届出、変更認可申請等の提出を勧めているが、厳しくはしていない。そのため事務所の移転をしても所定の

手続きがなく、また代表者が変更しても未届のものがあって、非法人のものはもとより、法人についても、必ずしも明確に把握されないきらいがある。⁽¹⁷⁾

このように宗教団体法は、宗教団体に対する監督規定が多い法令であったため、前掲の琉球政府章典の第六条に抵触した。高岡の解説のように、琉球政府では、宗教団体法を必ずしも条項どおりではなく、柔軟に運用していたのである。

琉球政府の社会教育課において、一九五〇年代後半から一九六〇年代前半にかけて、宗教団体の事務を担当したのが、嶺井百合子（一九二二～一九九九）である。社会教育の一環として、戦後沖縄で新生活運動を推進した人物で知られる。嶺井は、次のように回顧している。

社会教育主事の他に私は宗教法人の認可事務も担当しました。戦前にあった神社仏閣はみんな焼けてしまい、戦後はまた新たな建立が始まっています。しかし、戦前の沖縄県と、戦後のアメリカ統治下での琉球政府は別個ですから、昔からあったお寺もぜんぶ申請しなくなりました。その中では、やはりアメリカに占領されていたため、戦前にくらべ教会がずいぶんできましたが、宗教団体法というのがあって、お寺のほう⁽¹⁸⁾が認可しやすかったのです。

嶺井が述べるように、琉球政府が設置されて、宗教団体の認可と登記は、改めて行われた。また戦火により法人の法人登記簿が滅失していたため、琉球政府行政主席により一九五六年四月三日告示第八一号が公布され、宗教団体法に基づく法人を含む、各種法人の登記簿の回復措置が図られた。⁽¹⁹⁾ この法人登記の事務処理は、

法務局が所掌した。

(3) 神社の事務処理

戦前の宗教団体法では、神社神道が宗教として取り扱われず、公の営造物として同法の対象外であった。「民法」の施行後、神社が法人格を得る場合には、神社がそのままでは法人になれず、奉賛会等を設立して民法に基づく法人を設立した。琉球政府では、戦前の民法が効力を有した。民法は、戦前の「大日本帝国憲法」(明治三十二年二月一日憲法)においては計三回の改正がなされた。琉球政府では、復帰まで計七回の改正を行ったが、第三四条の条文に変更はなかった。『琉球現行法規総覧』には、民法が掲載されている。

民法 第一編第二編第三編(明治三十九年四月二七日法律第八九号)〔抄〕

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得⁽²⁰⁾

沖縄の神社では、神社の本体ではなく、それを維持する関連団体として、「社団法人波上宮奉賛会」、「社団法人普天満宮奉賛会」、「社団法人浮島神宮奉賛会」など社団法人の設立許可を受けて、これらの団体が神社の持つ財産の維持と管理を行っていた。しかし琉球政府は、一九五八年二月五日付けで、「社団法人世持神社」の設立を許可するなど⁽²¹⁾、戦前日本の民法の運用とは異なり、神社そのものに法人格を付与するなどの対応を一部で行ったのである。

なお「民法施行令」(明治三十二年六月二一日法律第一一号)には、「第二八条 民法中法人ニ関スル規定ハ当

分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」と規定されていたが、復帰直前の『琉球現行法規総覧』に、同令は掲載されていなかった。また琉球政府では、本土にはない、「民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則」(一九六一年一月二〇日規則第一五三号)を制定して、事務処理を運用していた。

戦前の公的な台帳である神社明細帳に登載された神社は、施政権返還の際に、宗教法人法に基づく宗教法人になる移行措置が取られたが、この点は後述する。

四 宗教法人法の制定と挫折

(1) 琉球政府立法院と文教委員会

琉球政府では、一九六〇年頃から宗教法人法の制定を準備すべく調査を行っていた。⁽²²⁾ 財団法人全日本仏教会(現、公益財団法人)では、現地の沖縄仏教連合会(現、沖縄県仏教会)から「明年(一九六七年)から日本の宗教法人法にならない琉球政府は新らしく宗教法人法施行の準備がすめられ、関係法規の送附の依頼を受け⁽²³⁾た」とあり、沖縄の仏教界でも対応を準備していたことが窺える。

その後、琉球政府の立法院である立法院に、政府が制定する「立法」として、宗教法人法の法案が提出された。まずは立法院の概要を確認すると、立法院である立法院は一院制の議会で、三二人の議員で構成された。議会は、毎年二月一日に開かれる定例会と、立法院議員総選挙が行なわれる年の十二月一日に開かれる特別会、それに臨時会があった。委員会は、常任委員会と特別委員会があった。常任委員会は、行政法務委員会(七人)、内政委員会(八人)、文教社会委員会(八人)、経済工務委員会(八人)、議会運営委員会(七人)、予

算決算委員会（二五人）に分かれ、それぞれの所管に属する議案、請願書、陳情書などの審査を行った。⁽²¹⁾「立法院法」（一九五三年一月二六日立法第五号）に、組織と運営が定められている。立法院では、文教委員会が宗教に関する立法事項を所掌していた。

立法院規則（一九五五年六月一四日議決立法院規則第一号）〔抄〕

第五章 委員会

第五節 常任委員会

（各常任委員会の委員数及び所管）

第六十七条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。

三 文教社会委員会 八人

3 宗教に関する事項⁽²⁵⁾

本規則に基づき、文教委員会に宗教法人法の法案が付託されることになる。

(2) 宗教法人法の立法勧告

一九六九年の第四〇回議会（定例会）において、文教社会委員会に付託された「宗教法人法（勧告）」の理由書は、次のとおりである。

例文総第一九号

総渉第一四—二二号

一九六九年三月一〇日

行政主席 屋良朝苗

立法院議長 星克 殿

「宗教法人法」の立法勧告について

首題について別紙勧告理由により立法勧告します。

〔別紙〕宗教法人法（参考案）立法勧告理由

現行の宗教制度は、旧日本帝国憲法を根拠として制定された宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）によるもので、宗教の自由を否定した非民主的な制度である。

本土においては、終戦とともに政教分離主義がとられ、宗教の自由が保障されるように宗教行政は改められている。沖縄においても基本的な布告・布令で宗教の自由は保障されているが、法制の整備がなされず、いまだに宗教団体法が適用されているので、運用の面でいろいろと困難をきたしている。

宗教行政は、健全なる宗教団体の発生と活動に対し、保護を与えるべきであり、宗教団体法のような認可制や多くの監督規定によつて、宗教の自由が制限されるものであつてはならない。

以上のような理由で、宗教団体法は現状にそわないので、本土と同じような宗教法人法を立法したい。⁽²⁶⁾

宗教法人法案が立案された当時の本土の宗教法人法は、「行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律」（昭和四三年六月一五日法律第九九号）の施行により、文部省の外局として文化庁が設置

されたため、関連する条項の語句を修正して、公布から六度目に改正されたものであった。

しかし参考案は、関連法案の改廃によって修正されていない、昭和二六年四月三日の公布時の条項を参考にしていた。例えば、「行政事件訴訟法」（昭和三七五年五月一六日法律第一三九号）の施行によって、宗教法人法から削除されていた第四〇条（合併の認証に関する再審査）などは、参考案に反映されている。本土の宗教法人法と沖縄の宗教法人法案について、構成を比較すると表1となる。

続いて、本土の宗教法人法と沖縄の宗教法人法案の主な相違点を整理しよう。内容は、ほぼ同じであるが、アメリカ施政下という特殊な事情に応じて、用語に若干の異同がある。

第一に、「法律」ではなく、琉球政府の法令である「立法」とある。法案の第一章第一条（この立法の目的）には、「この立法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。」とあるなど、冒頭のみ「法律」が「立法」に置換されているのが分かる。

第二に、所轄庁について条文がないことである。本土の宗教法人法では、宗教法人の所轄庁は都道府県知事又は文部大臣であるが、沖縄では、全て琉球政府行政主席が相当するためである。

第三に、宗教法人審議会の委員は五〜一〇人である。（当時の本土の法人法は一〇〜一五人で、現在は一〇〜二〇人である。）

第四に、過料は「円」ではなく「ドル」であった。「第九章 補則」の第八十六条では、「次の各号の一に該当する場合においては、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、三十ドル以下の過料に処する。」とある。

当初の宗教法人法案の提出前には、琉球列島米国民政府の法審委員会から審査を受けた。同会の「メモラン

表 1 本土の宗教法人法と沖縄の宗教法人法（案）の比較

| 公布当初の宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 全 10 章 89 条 | 沖縄の宗教法人法 (案) 全 10 章 87 条 |
|---|---|
| 第 1 章 総則 (第 1 ～ 11 条) | 第 1 章 総則 (第 1 ～ 10 条) |
| 第 2 章 設立 (第 12 ～ 17 条) | 第 2 章 設立 (第 11 ～ 15 条) |
| 第 3 章 管理 (第 18 ～ 25 条) | 第 3 章 管理 (第 16 ～ 23 条) |
| 第 4 章 規則の変更 (第 26 ～ 31 条) | 第 4 章 規則の変更 (第 24 ～ 29 条) |
| 第 5 章 合併 (第 32 ～ 42 条) | 第 5 章 合併 (第 30 ～ 40 条) |
| 第 6 章 解散 (第 43 ～ 51 条) | 第 6 章 解散 (第 41 ～ 49 条) |
| 第 7 章 登記 第 1 節 宗教法人の登記 (第 52 ～ 65 条) 第 2 節 礼拝用建物及び 敷地の登記 (第 66 ～ 70 条) | 第 7 章 登記 第 1 節 宗教法人の登記 (第 50 ～ 63 条) 第 2 節 礼拝用建物及び 敷地の登記 (第 64 ～ 68 条) |
| 第 8 章 宗教法人審議会 (第 71 ～ 77 条) | 第 8 章 宗教法人審議会 (第 69 ～ 75 条) |
| 第 9 章 補則 (第 78 ～ 87 条) | 第 9 章 補則 (第 76 ～ 85 条) |
| 第 10 章 罰則 (第 88 ～ 89 条) | 第 10 章 罰則 (第 86 ～ 87 条) |
| 附則 | 附則 |

ダム第二二号」(一九六九年六月二日、民政府法審委員長、海軍法務部大佐ジョン・A・ライトホール)によれば、法案を立法院に勧告することに異議はないという。ただし本土の宗教法人法を参考にして作成されたため、法審委員会に提出した法案の第一条第二項に「憲法が保障する」とした文言について、「日本国憲法は琉球に適用されていない」²⁷⁾などとして、修正を指導していた。

(3) 文教社会委員会での審議

立法院の文教社会委員会での審議の経過を見てみよう。第八回立法院議員総選挙で選出された文教社会委員会(第四〇、四二回議會)所属の議員は、表2のとおりである。²⁸⁾

立法院での経過について、一九六九年三月一八日の第四〇回議會(定例)立法院文教社会委員会、議案「宗教法人法(勧告)」が審査された。出席者は、文教社会委員会に属する委員長、副委員長、委員六人の計八人である。参考人として、金城順一(琉球政府文教局指導部長)、比嘉松吉(同指導部社会教育課長)、大城藤六(同指導部社会教育課指導主事)が召喚された。

参考人の金城順一より、宗教法人法の立法勧告理由が説明された。金城は、「その規定が宗教団体にとつては非常に繁雑である」、「宗教団体の死文化した規定をそれで全部除いて法制を整備して信教の自由というものを保障するということが宗教法人法の大きな目的であります」、「教派とか教団あるいは寺院、教会の設立、合併、解散、それから規則の変更、あるいは管長、教団統理者の就任などの場合に全部主務官庁の認可を必要とする非常にきびしい規定が現在宗教団体法にはあるわけであります」、「一日も早く皆さんの御協力を得てこれが立法できるようにひとつお願いしたい」などと述べた。

この、説明を受けて、文教社会委員会の委員から次のような質疑応答があったので、主な質問と答弁の要点を

表2 立法院文教社会委员会の構成

| 役職 | 氏名 | 当選 | 所属政党 |
|------|----------------------|---------------|---------|
| 委員長 | 垣花 惠昌 (1908～1975) | 第6～8回 (3期) | 沖縄自由民主党 |
| 副委員長 | 比嘉 松栄 (1905～1976) | 第8回 (1期) | 沖縄自由民主党 |
| 委員 | 中山 兼順 (1915～2001) | 第8回 (1期) | 沖縄自由民主党 |
| | 山川 泰邦 (1908～1991) | 第4～8回 (5期) | 沖縄自由民主党 |
| | 高原 久男 (1913～1994) | 第7～8回 (2期) | 沖縄社会大衆党 |
| | 新垣 孝善 (1907～1984) | 第7～8回 (2期) | 沖縄社会大衆党 |
| | 仲松 庸全 (1927～) | 第8回 (1期) | 沖縄人民党 |
| | 岸本 利實 (1923～1989) | 第6～8回 (3期) | 日本社会党 |

紹介すると、次のとおりである。²⁹⁾

比嘉松栄（沖縄自由民主党）からは、「いつの宗教法人法を参考にしたのか」と質問した。参考人から「昭和二六年の宗教法人法の公布当時のもの」と答弁があった。また「宗教法人法を早目に提案した理由は」との問いに、「信教の自由を保障されている時代に大きな束縛を受けている。ある宗教団体から本土ではない制限が沖縄にあると言われた。また去年に本土の宗教団体が沖縄の下部団体と一緒に、なって早く立法してほしいと言われた。復帰まで待てない」との回答であった。「宗教法人法の立法に、宗教団体から陳情や反対意見はあったか」との質問に、「ない」と応答した。「宗教団体に対する法人税の課税は」との問いに「ない」と答弁したのである。

中山兼順（沖縄自由民主党）からは、「宗教団体の法による宗教法人は、沖縄で何法人か」との問いに、参考人から「計五二法人である」とした。「宗教団体法では、ユタ（沖縄の伝統的な呪術・宗教的

職能者)は入るか」との問いに、「入らない」とした。

新垣孝善(沖繩社会大衆党)からは、「宗教法人法には、神社は入るか」との問いに、参考人から「入る」とした。

岸本利實(日本社会党)からは、「沖繩に新しい宗教団体が布教に来ているが、この立法での措置は」との問いに、参考人から「規則を作成して認証を受けて宗教法人になるので、規制はない」とした。「宗教団体法による法人は、宗教法人法が施行されたらどうなるか」との問いに、「附則にて一年半の期限を置き、法人法に基づく規則の認証を受けることになっている」とした。

山川泰邦(沖繩自由民主党)からは、「宗教法人法の立法勧告理由を監督規定の問題としているが、具体的には」との問いに、参考人から「小さな教会でも、宗教団体法では設立認可の届出をすることになっているが、なされていない」と答えた。全体で、沖繩の宗教事情を反映した、興味深い発言と答弁が続くが、ここでは、その一部を紹介した。

その後、立法院の第四〇回議會(定例会)は、一九六九年八月一五日に閉会となり、案件「宗教法人法(立法調査)」は、閉会中の継続審査要求案件として付託することが決定した。九月一日の文教委員会では、本土での宗教法人法の運用の実態を視察するため、鹿児島県の奄美大島への委員派遣が決定している。その年の一月に、後述する佐藤・ニクソン共同声明により、一九七二年の沖繩返還が決まった。そのためか立法の機運には至らず、一九七〇年一月三〇日に、第四二回議會(定例会)において、「宗教法人法(立法調査)」が再び文教委員会に付託された。しかし審査が行われず、同年八月三二日に閉会して審議未了に終わり、結局は廃案となった。

宗教法人法が成立しなかったのは、理由がある。琉球政府文教局指導部社会教育課に勤務して、一九六八年

から一九七二年の復帰まで宗教団体の事務を担当した前述の大城藤六氏は、筆者の聞き取り調査に対して「立法院では、復帰が近いこともあり、宗教法人法の立法には消極的であった。上司が、ある筋から、立法を控えるように言われたことがあったらしい」、「沖繩社会大衆党の議員は、文教社会委員会をよく質問していたように、立法に熱心であった」、「議員自身も、宗教法人法の内容が難しく、わかっていなかった」などと証言している。⁽³⁰⁾

つまり琉球政府の行政府では、宗教法人法の必要性を認識していながら、立法院では議員たちの多くは、法案の重要性をわかっていなかったであろう。

五 施政権返還による法的移行措置

(1) 日本政府と琉球政府の調整

内閣総理大臣の佐藤栄作（一九〇一～一九七五）とアメリカ大統領のニクソン（Richard Milhous Nixon, 1913-1994）による「佐藤ニクソン共同声明」（一九六九年一月二一日）により、一九七二（昭和四七）年の沖繩の施政権返還が決まった。以降、本項では宗教制度に関して主な動向を述べる。

日本政府は行政での復帰対策として、「沖繩復帰対策各省庁担当官会議について」（昭和四四年一月一五日事務次官会議申合せ）が決定した。これは、一九六五（昭和四〇）年八月二七日に閣議決定で設けられた沖繩問題閣僚協議会及び一九六七年四月に発足した沖繩問題連絡担当官会議を発展させ、一九六九年一月二八日に設けられた沖繩復帰対策閣僚協議会及び幹事会の下部組織として、沖繩復帰対策各省庁担当官会議に改称し

たものである。今後、本会議にて各省庁間の連絡調整を行い、統一的に事務処理を行った。

「沖繩復帰対策の基本方針」（昭和四五年三月三一日閣議決定）が決まり、復帰に備えて日本政府が行うべき主要な準備措置として、「本土法令の適用準備」などが明記された。

「沖繩・北方対策庁設置法」（昭和四五年五月一日法律第三九号）により、総理府の外局である同庁が設置された。これを受けて文部省では、「沖繩復帰対策省内連絡会設置要綱」（昭和四五年五月一日文部事務次官裁定）が決定して、同省内に右記の連絡会が設置された。官房長の取りまとめのもと、委員として、大臣官房から人事課長、総務課長、会計課長、企画室長、官房長が指名する参事官。初等中等教育局から財務課長。大学術局から庶務課長。社会教育局から社会教育課長。体育局から体育課長。管理局から振興課長。外局の文化庁から長官官房庶務課長が委員となった。沖繩復帰対策省内連絡会の下に、「沖繩復帰対策事務担当者会」も設けられ、沖繩担当参事官が主宰して、大臣官房総務課長が指名する関係局課の課長補佐により組織された。

琉球政府では、立法院での宗教法人法案の審議未了後、宗教団体の法的な移行措置について、沖繩・北方対策庁を通して日本政府と連絡調整を進めた。³¹ その際には、文化庁文化部宗務課が担当となった。

日本政府による「沖繩復帰対策要綱（第一次分）」（昭和四五年一月二〇日閣議決定）が決まったが、宗教団体については記載がなかった。この要綱の前書きでは「これら施策の決定にあたっては、琉球政府および沖縄県民の意志を反映するため、できる限りの努力が払われた」と明記されている。その後、琉球政府の立法院で、次の決議が行われた。

沖繩の復帰対策に関する要請決議（一九七一年三月一二日立法院決議第七号）〔抄〕

本土政府は、沖繩復帰対策要綱第一次分を既に決定し、第二次以降分の取りまとめを急いでいる。／本

院は、これまで具体的な復帰施策について、そのつど重要な事項を取り上げ、院議をもって要請したが、更に当面の要請事項として別紙のとおり決定したので、これが全面的に沖繩復帰対策要綱に反映されるよう院議をもって要請する。

右決議する。／琉球政府立法院

(別紙)

五十 教育関係

1 宗教法人

現に宗教団体法によって認可された法人は、本土法による宗教法人となるように所要の経過措置を講ずること。⁽²⁾

立法院の決議を経て、本土では閣議決定に基づき、「沖繩復帰対策要綱」の第二次分が追加され、宗教団体の取扱いが記載された。

沖繩復帰対策要綱(第二次分)(昭和四六年三月二三日閣議決定)(抄)

五 教育・文化

(四) 宗教法人制度

復帰の際現に沖繩の法令により宗教法人である宗教団体については、本土の宗教法人法による宗教法人とみなすとともに、同法施行の際の例に準じ、一定期間内に規則の認証を受けることを要する等、必要な経過措置を講ずるものとする。

なお、社寺等がその用に供している国有財産については、一定の場合に、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」の例により、これを譲与または減額譲渡することができるよう必要な措置を講ずるものとする。⁽³³⁾

このように、「沖縄復帰対策要綱」に基づき、返還に伴う法制度の円滑な移行が法制化されるのである。

(2) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

前記の経過を経て、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」が公布された。同法の施行日は、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭和四六年六月一七日)、すなわち沖縄返還協定の効力発生日である、一九七二(昭和四七)年五月一五日となった。この法律は、幾度の改正を経て、現行の法律である。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四六年一月三十一日法律第一二九号)[抄]

第六章 法人の権利義務の承継等

(宗教団体等)

第四十七条 沖縄の宗教団体法(昭和十四年法律第七十七号)に基づく法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)に基づく宗教法人となる。⁽³⁴⁾

この法律に加えて、宗教法人の円滑な登記を行うため、「沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」(昭和四七年四月二八日政令第一〇六号)が公布施行された。第四三条(沖繩宗教団体等に関する経過措置)によって、復帰後に、従前の宗教団体は、新たに宗民法に基づき宗教法人として規則を作成して、所轄庁である沖繩県知事が一括して法人登記を嘱託する、いわば団体の法的地位のつなぎのための特別措置が取られた。その後、一年六か月以内に先に届け出た法人規則を更に検討して、宗教法人の恒久的な運営を行うため、沖繩県知事が規則の認証を行うことになった。

神社をめぐっては、沖繩戦によって土地の所有者が不明となり、非民法法人の神社も存在していたなど、様々な課題があった。戦火で滅失した神社明細帳の整備のため、「旧神祇院(内務省の外局)考証課長鳥羽正雄(一八九九〜一九七九)氏保存の写本により復元し(浄書は小野〔迪夫〕調査部長)、国と県の正本としてその範囲を確立した」という逸話も伝えられている。

その後、琉球政府では、神社明細帳の再調製を行い、復帰直前の『公報』(官報に相当)にて公告を行い、法的地位が明確となった。これにより沖繩の宗教団体法で対象外であった神社が、宗民法に基づき法人になるための前段階が準備された。

神社明細帳調製復旧について

大正二年内務省令第六号の第七条から第九条までの規定に基づき一九七二年四月二十日づけで左記のとおり神社明細帳調製復旧しました。

一九七二年四月十二日

琉球政府行政主席 屋良朝苗^⑤

公告の文中にある「大正二年（四月二一日）内務省令第六号」とは、官国幣社以下の神社の祭神、神社名、社格、明細帳などについて定めたものである。本土では、「昭和二十二年二月二日内務省令第五号」で廃止されたが、沖縄では効力を有していた。

（3）文化庁文化部宗務課

施政権返還をめぐる宗教団体の法的地位の移行について、琉球政府との間で実務の調整を行ったのが、文部省の外局である文化庁の文化部宗務課である。沖縄県公文書館には、琉球政府文教局指導課社会教育課の担当者による覚え書きが残されている。これは前述した立法院での宗教法人法案の廃案後に、復帰に向けて琉球政府の担当者が文化庁の担当者に確認すべき事項を書き記したものである。

宗教事務

- 一、立法院に立法勧告してあった宗教法人法は、審議未了で廃案になったので、復帰の際本土法の即時適用を予定しているが、その際特に復帰までに準備すべきことがあるか、どうか。
- 二、復帰の際、旧法で認可した法人並びに民法三十四条によって認可した宗教関係法人（神社等）等を、宗教法人法による認証手続きを経て、法人認証する予定ですが、留意すべきことや問題点はないか。
- 三、現に社寺等が使用している国有財産の処分に関する特別処置を講じてもらいたい（社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体の財産の処分を含む）。

表3 文化庁文化部宗務課職員による現地視察日程

| | |
|----------------------|---|
| 1971（昭和46）年 8月23日 | 移動（羽田空港発那覇空港着）、挨拶（琉球政府文教局指導部社会教育課、日本政府沖縄事務所）、南部戦跡参拝 |
| 8月24日 | 文教局から事情聴取、実地調査（下項参照）、歓迎会（社団法人沖縄教職員共済会的那覇宿泊所「八汐荘」） |
| 8月24～25日 | 実地調査（波上宮、護国神社、沖縄神社、世持神社、安里八幡宮、沖宮、識名宮、天久宮、長寿宮、末吉宮、普天間宮、金武宮、神道振興会、遍照寺、立正佼成会、創価学会、沖縄キリスト教団、天理教沖縄分教会、首里カトリック教会） |
| 8月25日 | 移動（那覇空港発宮古空港着、509便） |
| 8月26日 | 宮古連合教育委員会から事情聴取、実地調査、移動（宮古空港発那覇空港着、504便） |
| 8月27日 | 神社関係団体と協議懇談 |
| 8月28日 | 琉球政府文教局と協議、移動（那覇空港発羽田空港着、906便） |

この覚え書きは琉球政府の用箋で書かれたものを青焼複写したもので、冒頭に「文化庁文化部宗務課課長補佐 高岡久勝」と記名がある。「与那覇課長上京の際に、依頼した。一九七〇、一一、六」と鉛筆で上書きもされている。つまり、文教局社会教育課長の与那覇修（一九七〇年四月一日～一九七二年五月一四日在職）が、立法院での廃案後に、宗教法入制度をめぐって、文化庁と対応を協議した時の資料である。

沖縄の施政権返還に先立ち、一九七一（昭和四六）年八月二三日から二八日まで、文化庁文化部宗務課の職員が現地を視察した。課長の佐伯信男（一九三一～没）、専門職員の阿部美哉（宗教学者、一九三七～二〇〇三）である。その日程は、表3のとおりである。³⁸文化庁職員による視察の主たる理由は、主に法的地位が不明確であった神社の実地確認であったことから、訪問先は神社がほとんどである。なお、後に宗務課長を務める大家重夫（一九三四～）は、この時には著作権課課長補佐

として、同じ日程で沖縄での著作権事情を調査している。

文部大臣の諮問機関である宗教法人審議会では、一九七一（昭和四六）年一〇月五日に行われた第六二回宗教法人審議会では、議題が「沖縄の復帰に伴う宗教法人等の措置について（報告）」であった。開催は、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の公布直前のことである。

復帰直前の一九七二（昭和四七）年三月二四日には、文化庁の担当者により沖縄の宗教団体及び神社明細帳にある神社を対象に、現地にて切り替え手続に関する説明会を開催した。⁽³⁹⁾

六 結論

以上、琉球政府における宗教制度について、概要を整理してきた。

沿革をまとめると、一九五二年の琉球政府発足に際して、上部組織であるアメリカ側の琉球列島米国民政府は、信教自由と政教分離の原則を記載した「琉球政府章典」を定めた。しかし、その後の宗務行政は、指導監督の権限の強い戦前の「宗教団体法」が効力を有していたのである。

そこで琉球政府は、一九六〇年代から、本土とほぼ同じ「宗教法人法」の立法準備を始めた。第三代行政主席の大田政作（一九五九～一九六四年在任、沖縄自由民主党総裁）の時期に「宗教法人法」の立法準備が始まり、第四代行政主席の松岡政保（一九六四～一九六八年在任、民主党総裁（一九六四年改称、一九六七年沖縄自由民主党に戻る））の時期には、制定の動きがなかった。野党統一候補の無所属の屋良朝苗（一九六八～一九七二年在任）が、初めての公選によって、一九六八年二月に第五代行政主席に就任した直後の一九六九

年三月の立法院第四〇回議會（定例会）にて、宗教法人法案が勧告された。しかし立法院で審議未了に終わり廃案となった。その後、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、沖縄返還の際に、沖縄の宗教団体及び神社が、本土の宗教法人法に基づく宗教法人となる特別措置が図られたのである。

琉球政府文教局では、早くから本土と同じ「宗教法人法」の立法を想定していながら、結局は法案が成立しなかったのは、政教分離と信教の自由の原則に基づく同法の趣旨が立法院では理解されていなかったからであろう。文教局が制定を準備していたことは、施政権返還を見越しつつ、現代社会の政教関係に対応した法規の整備を志向していたと意義付けできる。立法院で審査された宗教法人法案はその所産である。

（文化庁文化庁宗務課専門職、（専門）宗教学）

注記

（1）文部省文化局宗務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』第一法規出版、一九六八年、文化庁編『明治以降宗教制度百年史』（文化庁、一九七〇年）、梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史 第四卷近代篇』（東宣出版、一九七一年）、井上恵行『改訂再版 宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、一九七二年）。

なお本論に関連する論考として、アメリカの対日占領政策の文脈から、中野毅「沖縄返還に伴う宗教団体の法的地位の変遷と宗務行政」（『宗教法』第三三三号、宗教学学会、二〇一四年）がある。同稿には、筆者が中野氏に提供した資料が一部で用いられている。

（2）近現代日本の宗教制度に関する総合的研究について、拙稿「旧外地法と宗教制度」（『宗教学研究』第八九巻別冊、第七四回學術大会紀要号、日本宗教学会、二〇一六年）において問題点を提起した。南方占領地の宗教制度については、拙著『戦時下の日本仏教と南方地域』（法藏館、二〇一五年）の中で、若干の紹介を行った。

- (3) 沖繩教職員会編「われらの沖繩―祖国復帰をまつ人々とそのくらし」(沖繩時事出版社、一九六八年〔改訂一九六九年〕五九頁)の記述を参考にした。同書によれば、一九六七年二月現在(有効布告/発布総数)で、布告(二二件/一一八件)、布令(六一件/二三二件)、指令(九件/四四五件)、命令(二件/一件)とある。
- (4) 宮城剛助「情報の検閲―集成刑法の制定」(那覇市歴史博物館編『戦後をたどる―「アメリカ世」から「ヤマトの世」へ』(琉球新報社、二〇〇七年)、一八一頁。
- 宮城は、沖繩県議会議事務局調査課図書係長などを歴任した人物である。同稿にて、宮城が法令数を推算した典拠の記載はないが、加除式の法令集である琉球政府法務局編『琉球現行法規総覧』第一―四卷(第一法規出版、一九六一年)の追録第一四九号(一九七二年五月一三日現在)を参照したと思われる。
- なお本論で、『琉球現行法規総覧』から引用した法令は、特記がない限り、琉球政府下で最後に発行された、この追録第一四九号に基づく。
- (5) 「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ(一九四六年米国海軍政府布告第一号)」(『沖繩民政府広報』第一号、沖繩民政府知事官房、一九四六年六月一日)、一頁。
- (6) 『琉球現行法規総覧』第三卷、第七編「刑事法」二二頁。
- (7) 『琉球現行法規総覧』第一卷Ⅰ、第一編「基本法」二二頁。
- (8) 『琉球現行法規総覧』第一卷Ⅰ、第一編「基本法」三二二頁。
- (9) 沖繩県公文書館編『琉球政府行政機構変遷図 一九五二、四、一―一九七二、五、一四』(沖繩県公文書館、一九九八年)の巻末折込図「戦後沖繩の政府機構の変遷」を参照。
- (10) 琉球政府内務局人事課編『琉球政府行政府職員録 一九六四年五月一日現在』(琉球政府内務局人事課、一九六四年)、三八三―三九一頁。
- (11) 『琉球現行法規総覧』第四卷Ⅱ、第九編「教育・文化」四九―四九の三頁。
- (12) 『琉球現行法規総覧』第三編「行政一般」三二―三四頁。
- (13) 本土の場合、「文部省設置法」(昭和二四年五月三二日法律第一四六号)と「文部省組織令」(昭和二七年八月三〇日政令第三八七号)には、宗務行政に関する所掌事務が記載されていた。
- (14) 『琉球現行法規総覧』第四卷Ⅱ、第九編「教育・文化」四一―四六頁。

(15) 文中で紹介した、「宗教団体法」、「宗教団体法施行令」、「宗教団体法施行規則」、「宗教団体登記令」、「宗教団体登記取扱手続法令」について、前三者は、前掲の琉球政府法務局『琉球現行法規総覧』第四卷Ⅱ（第九編「教育・文化」一二六一—一二九一頁）に掲載、後二者は、琉球政府法務局『琉球現行法規総覧』第二卷（第六編「民事法」一〇七四—一〇三三頁）に掲載。第四卷Ⅱの本文中にある宗教関連法令の公布日に誤記があったので、本論では修正した。

宗教団体法及び関連法令のうち、琉球政府下で改正されたのは「宗教団体登記令」の第一次改正（一九七一年一月二日規則第四号）のみである。

また、戦前の沖縄県では「宗教団体法施行細則」（昭和十五年三月二十九日沖縄県令第二一号）が施行されていたが、『琉球現行法規総覧』には掲載されていない。

(16) 梅田義彦「琉球（元沖縄県）の宗教事情」（『宗務時報』第一三三号、文部省調査局宗務課、一九六六年、二二—二四頁）には、琉球政府から提供を受けた宗教団体名簿が掲載されている。

なお、『宗務時報』（現在の発行は文化庁文化庁宗務課）には、前掲の論考のほか、沖縄関連の記事として、次のものがある。高岡（久勝）「沖縄の宗務行政の現状等について」（第二五号、一九七〇年）、金城貞治（沖縄県総務部文書学事課「沖縄県の宗務行政事務の現況」（第三五号、一九七五年）、山城直吉（沖縄県総務部文書学事課「沖縄県における宗務行政の現状と課題」（第九七号、一九九六年）、沖縄県総務部総務私学課「沖縄県における宗務行政の変遷と現状」（第一一四号、二〇一二年）、「インタビュー」琉球政府における宗務行政と宗教法人法の制定―大城藤六氏に聞く（第一一八号、二〇一四年）。

(17) 前掲、高岡「沖縄の宗務行政の現状等について」、二二頁。

(18) 嶺井百合子「楽ん苦しみん―嶺井百合子回想記」（私家版、一九九七年、一六七頁。嶺井は、ノロ（沖縄の伝統的な祭祀者）からクリスチャンとなった祖母の大城カメ（一八七二—一九七二）の影響を受けて、クリスト教に入信した。

(19) 「告示第八十一号」（『公報』第二七号（琉球政府）行政主席官房文書課、一九五六年四月三日）に、「今次大戦によつて沖縄群島内の各登記所（久米島登記所を除く。）に備えてあつた各種法人登記簿は全部滅失した。／滅失した各種法人登記簿に登記を受けた者又は各登記所に対し各種法人登記に関する通知若しくは囑託をした官公署は、一九五六年四月一日から一九五六年十二月三十一日まで、各登記所に登記回復の申請又はその通知若しくは囑託をしなければならない。／一九五六年四月三日／行政主席 比嘉秀平」（二三頁）とある。以降の『公報』には、「寺院回復登記」として、宗教団体法により設立許可を受けた寺院の登記が掲載される。

- (20) 『琉球現行法規総覧』第二卷、第六編「民事法I」一七頁。
- (21) 「社団法人設立（社団法人世持神社）」（『公報』第一六号、「琉球政府」行政主席官房文書課、一九五八年二月二五日）、七頁。
- (22) 『第四十回（定例）立法院文教社会委員会議録』第一二二号（立法院事務局議事記録部、一九六九年三月一八日）、一七頁。立法院文教社会委員会における参考人の大城藤六氏（文教局指導部社会教育課教育指導主事）の答弁による。
- (23) 「沖繩に宗教法人会」（『全仏通信』第一二二二号、財団法人全日本仏教会、一九六六年二月）、三頁。
- (24) 「琉球政府」総務局渉外広報部広報課編『沖繩要覧 一九六八』（琉球政府、一九六九年）、二五頁。
- (25) 『琉球現行法規総覧』第一卷I、第二編「立法院」二四—二九頁。
- (26) 『第四十回（定例）立法院文教社会委員会議録』第一二二二号（立法院事務局議事記録部、一九六九年三月一八日）、一頁。
- (27) 沖繩県公文書館所蔵の「宗教に関する雑書」目録コードR00098127B）に含まれる書類「USCAR、LSC Memorandum No.22」。当該の資料群は、琉球政府文教局指導部社会教育課が作成した宗務行政関係書類のうち、未分類のものが含まれている。
- (28) 沖繩県議会議事事務局調査課編『立法院誌』（沖繩県議会議事事務局、一九七三年）、沖繩県議会議事事務局編『沖繩県議会史』第二卷資料編 一九 議員名鑑（沖繩県議会、二〇〇七年）から作表した。「宗教法人法」案が提出される時期における第八回立法院議員選挙により選出されたのは、一九六九年三月現在で、沖繩自由民主党一人、沖繩社会大衆党八人、日本社会党二人、人民党三人、無所属一人。計三二人。なお沖繩自由民主党は、一九七〇年三月八日、自由民主党沖繩県支部連合会となった。
- (29) 立法院における議案「宗教法人法（勧告）」の答弁については、『第四〇回議會（定例）立法院文教社会委員会議録 第一二二二号』（琉球政府立法院）、一九六九年三月一八日、一—三三頁）から引用した。複数の議員による発言と参考人の答弁が多岐にわたるため、引用箇所の頁数は省略した。
- (30) 元琉球政府文教局指導部社会教育課教育指導主事で、現公益財団法人沖繩県平和祈念財団理事の大城藤六氏への聞き取り調査。二〇一二年八月二四日（電話）、二〇一四年七月一八日（面談、沖繩県糸満市の沖繩県平和祈念資料館にて）。なお後者の記録は、前掲の「インタビュー 琉球政府における宗務行政と宗教法人法の制定—大城藤六氏に聞く」（『宗務時報』第一一八号）に掲載した。大城氏には、御協力に厚く御礼を申し上げます。
- (31) 沖繩復帰における文化行政の諸施策については、「特集 沖繩の復帰と文化行政」（『文化庁月報』第四〇号、文化庁長官官房庶務課、一九七一年二月、二一六頁）を参照。
- (32) 琉球政府立法院事務局経済工務調査室編『沖繩の復帰対策に関する参考資料』（琉球政府立法院事務局、一九七一年）、四、

一三頁。

- (33) 〔文部省〕大臣官房総務課沖繩復帰対策連絡室『沖繩復帰対策関係資料集』（文部省）大臣官房総務課沖繩復帰対策連絡室、一九七一年、六一―六二、六四頁。
- (34) 〔沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四六年二月三十一日法律第二二九号）〕〔官報〕号外第一六〇号、大蔵省印刷局、一九七一年二月三十一日、六頁。
- (35) 吉田玄蕃「沖繩本土復帰二〇年―法人事務と神社庁設立」〔神社新報〕第二二八〇号、神社新報社、一九九二年六月一日、五面。吉田は、元沖繩県神社庁長。
- (36) 〔公告〕神社明細帳調製復旧について〔公報〕第三六号、琉球政府総務局涉外広報部文書課、一九七二年五月六日、一九―二〇頁。本公告に、計一三社が掲載された。各社を列記すると、（那覇市）波上宮、沖繩県護国神社、天久宮、浮島神社、末吉神社、識名宮、沖宮、沖繩神社、世持神社、八幡宮、（宜野湾市）普天間宮、（金武村）金武宮、（平良市）宮古神社。
- (37) 前掲、「宗教に関する雑書」に含まれる書類より。
- (38) 前掲、「宗教に関する雑書」に含まれる書類より。
- (39) 説明会にて配布された資料は、文化庁文化部宗務課編『説明会資料 沖繩宗教法人の切替措置について（解説）』（文化庁文化部宗務課、一九七二年）。沖繩県立図書館に、同書の複製資料が所蔵されている。